令和８年（フ）第４５２号
川崎市中原区下小田中１丁目10番16―304号　ジュネス中原
破産者　照井　隆太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５９号
川崎市中原区下小田中４丁目12番７―101号
破産者　武智　恵太
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目１番８―303号
破産者　宮沢　　渚
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
川崎市川崎区大島３丁目17番２号　ｓａｋｉｓｏ　202
破産者　中田　　命
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９号
神奈川県平塚市岡崎3269番地の33
破産者　遠藤　智美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２８号
神奈川県秦野市平沢1028番地の14
破産者　嶋田　　恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４２号
神奈川県中郡二宮町山西141番地の２
破産者　港　　弘子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２８５号
長野県須坂市墨坂南四丁目７番５―104号、旧住所長野県須坂市大字須坂1230番地43（215）
破産者　児玉真由美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３号
長野県飯田市鼎一色551番地（信濃寮）
破産者　常盤　房夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（フ）第６５４号
静岡市清水区有東坂２丁目27番地の１、旧住所静岡市清水区下野中14番６号　コモエスタ松永103
破産者　多賀谷勇貴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８２号
静岡市葵区唐瀬１丁目７番10号　ニューハイム南　201
破産者　若山　靖弘
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６３号
愛知県春日井市篠木町６丁目1643番地１　ＤＵＰＬＥＸ国王11Ｃ―101号、開始決定時の住所愛知県春日井市東神明町709番地４
破産者　岡田　陽峰
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３４１号
愛知県知多郡南知多町大字豊丘字門廻間８番地の16
破産者　加藤　晋哉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６５号
東京都武蔵野市境５丁目27番１号　ウエストプライマリー306、従前の住所愛知県東海市加木屋町南鹿持12番地の１　リビオ加木屋南公園201
破産者　山田　貴都
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２７０号
名古屋市中区上前津１丁目９番７号　ラクラーレ上前津402号、従前の住所名古屋市東区山口町９番12号　プチメゾン308
破産者　杉山　寛眞
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６７号
名古屋市北区大曽根１丁目22番32号
破産者　小田　正史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４００号
名古屋市中川区中郷５丁目21番地　フィオーレ中郷303号
破産者　上冨居大介
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３５号
愛知県あま市七宝町桂北海道31番地
破産者　デニスドゥルドゥルダンかおり（旧姓相本）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６６号
愛知県常滑市矢田字垣出口60番地
破産者　村川　知里
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部